

## 介護保険制度の被保険者・受給者の範囲に関する外国調査 【研究要旨】

### I 目的

現在、介護保険の被保険者・受給者の範囲に関する議論が進められている。今年度は「介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する有識者会議」が組成・開催され、介護保険と障害者福祉対策の位置づけが検討されているところである。

要介護高齢者を対象とした介護サービスと障害者施策が同じ制度の中で一元的に行われている国は少なくない。この背景には、福祉(社会)サービスに関する考え方の違い、制度や法律の体系の違いなどが考えられる。わが国において、介護保険の中に障害者福祉施策を含めるか否かを検討するにあたって、諸外国の制度体系や考え方、さらには具体的な制度の適用状況を理解することは議論の材料となると考えられる。

本調査では、諸外国における高齢者介護と障害者施策との体系を把握することによって、介護保険の被保険者・受給者の範囲を巡る議論に資する基礎資料を提供することを目的とした。

### II 方法

#### (1) 文献調査・インターネットウェブサイト調査

国内外の資料・文献、インターネットを通じて入手できる資料などを収集整理した。

#### (2) 現地ヒアリング調査

併せて、調査各国における現地ヒアリング調査を実施するとともに、必要に応じて、現地の政府刊行物センターなどで資料収集を行った。

対象国としてはイギリス、オランダ、ドイツ、スウェーデンの4カ国とし、官公庁、関連団体、有識者などを往訪した。

調査内容としては、若年障害者(いわゆる障害者、難病患者等)と、要介護高齢者のそれぞれについて、適用される制度を調査した。具体的には、制度全体の体系(介護ケアおよびそれ以外の支援として社会参加支援、就労支援、所得保障)、支援の対象・要介護/障害認定、支援の内容、制度の実施・適用状況などについて調査を行なった。

### Ⅲ 結果

今回対象とした4カ国においては以下のとおりの結果となった。

- オランダ、イギリス、スウェーデンのいずれにおいても、支援の対象となる障害者について、その年齢や障害種類による区分はしておらず、身体、精神、知的のいずれの障害者も対象としている。
- ドイツ、オランダは介護保険制度があり、いずれも日本とは異なり、全年齢層を給付対象としている。
- 支援内容としては、(介護) ケアのほか、各国とも社会参加支援、就労支援、所得保障を行なっている。
- 財源はケアについてはドイツ、オランダが保険料、イギリス、スウェーデンが税金となっている。一方、ケア以外の支援については財源が保険料であるのはドイツの社会参加・就労支援・所得保障、オランダの就労支援・所得保障、スウェーデンの所得保障である。
- 介護ケアの認定基準については、ドイツ、オランダで国として統一の基準があるものの、イギリスやスウェーデンでは自治体によって異なる。また、いずれの国においても、あくまでもケアがどの程度必要かによって判断され、障害の度合やその内容・種類には影響されない点は日本の介護保険と同様である。
- 介護ケアを受ける際の利用者負担や給付上限がある国は多いものの、いずれの国においても所得に応じた減免措置がとられているほか、国によっては障害者にさらに優遇措置を設けているところもある。
- 障害者への所得保障については、各国ともまずはリハビリテーションや就労支援を行い、稼働不能となった時点で所得保障を行なうというスタンスをとっている。